

未定稿

秘密保護法 Q&A

Ver0.9 (2013年11月16日版 未定稿)

作成：秘密保護法を考える超党派の議員と市民の勉強会

文責：参議院議員 山田太郎

※本 Q&A は内閣官房他へのヒアリング等から独自にまとめたものです

※わかりやすさを重視するため、一部厳密な表現等を避けている箇所がありますのでご了承ください

※必要に応じてアップデートしますので最新版は HP (<http://taroyamada.jp>) をご確認ください

目次

I.	目的・概要	5
Q01.	秘密保護法の目的は何でしょうか	5
Q02.	秘密保護法の目的を達成するために何をするのでしょうか	5
Q03.	処罰の具体的内容は何でしょうか	5
II.	特定秘密の範囲・管理運用	6
Q04.	特定秘密とはなんですか	6
Q05.	4 分類に関する情報とはなんですか	6
Q06.	本法のベースとなる自衛隊法と本法とでは、防衛秘密の範囲は同じですか	6
Q07.	誰が特定秘密を指定できますか	6
Q08.	情報が秘密指定されるとどうなりますか	7
Q09.	従来は特定秘密でなかったものが、状況の変化により特定秘密となることはありますか	7
Q10.	特定秘密の指定はどのようにされますか	7
Q11.	特定秘密の台帳は情報公開請求で公開されますか	7
Q12.	特定秘密を指定する情報の粒度はどのようになりますか	8
Q13.	特定秘密指定される 情報の件数、文書の件数はどのくらいになりますか	8
Q14.	特定秘密の表示はどのようになされますか	8
Q15.	特定秘密の表示ができないものの取り扱いはどのようになりますか	8
Q16.	文書化されていない情報についても、秘密指定されることはありますか	8
Q17.	一旦秘密指定された秘密情報はどのように取扱われますか	9
Q18.	特定秘密の延長について教えてください (Q16①)	9
Q19.	特定秘密の解除について教えてください (Q16②)	9
Q20.	秘密文書の廃棄と国立公文書館での保管について教えてください (Q16③)	9
Q21.	秘密保護法と公文書管理法における文書の関係はどのようになっていますか	10
Q22.	具体的にどのような情報が秘密情報に該当するのでしょうか	10
Q23.	特定秘密の指定や解除、適正評価の運用についてはどのように定義されますか	10
III.	秘密情報を扱う組織	11
Q24.	特定秘密はどの組織が取扱うことが出来るのでしょうか	11
Q25.	Q23 の組織間で特定秘密情報の授受はどのように行われますか	11
Q26.	適合事業者とはどのような定義ですか	11
Q27.	適合事業者の請負業者 (孫請け) に対する特定秘密情報の扱いはどうなりますか ..	11

Q28.	その他の組織は秘密情報を受け取ることすら出来ないのでしょうか	12
Q29.	地方自治体は特定秘密を取り扱えますか	12
Q30.	知事がテロ情報に基づく避難命令を出す場合等はどのようになるのか	12
IV.	適正評価	13
Q31.	秘密を取扱える人はどのような人でしょうか	13
Q32.	適正評価とはなんですか	13
Q33.	適正評価をうける可能性がある人は誰ですか	13
Q34.	適正評価は誰が実施しますか	13
Q35.	適正評価の項目は何ですか	14
Q36.	適正評価はどのように行われますか	14
Q37.	適正評価は同意が得られない限り実施されることはないですか	14
Q38.	適正評価が合格とならなかった場合や実施を拒否した場合はどうなりますか	14
Q39.	適正評価の結果によって雇用契約や派遣契約が解除されたことはありますか	15
Q40.	適正評価はどのように行われますか	15
Q41.	適正評価の結果通知はどのように行われますか	15
Q42.	行政機関の派遣社員の適正評価結果はなぜ派遣会社に通知されないのですか	16
Q43.	適正評価についての苦情を申し出ることはできますか	16
Q44.	適正評価の対象者数は何人ぐらいにのびりますか	16
Q45.	適正評価の結果が他に使われることはありませんか	16
Q46.	適正評価の結果はどのように保管されますか	16
V.	処罰	17
Q47.	秘密を漏えいすることでどのような罪に問われますか	17
Q48.	一般市民、マスコミ等は特定秘密情報を入手することでどのような罪に問われますか	17
Q49.	どのようなケースが不当な手段での情報入手にあたりますか	18
Q50.	情報漏えいや不当な情報取得は以外に処罰はありませんか	18
Q51.	当該情報が特定秘密であるということを認識していない場合、処罰の対象となりますか	18
Q52.	一般人やマスコミが特定情報を漏らしたことで罰せられることはありますか	19
VI.	国会議員・マスコミ	20
Q53.	国会の秘密会に情報提供される場合はどのようにおこなわれますか	20
Q54.	特定秘密でないものを虚偽で特定秘密の為回答できないと言ったらどうなりますか	20
Q55.	マスコミに対しても Q47（不正情報取得行為）は適用されますか	20
Q56.	マスコミのどのような行為が不正情報取得行為に当たりますか	20
Q57.	Q55 に挙げられたケースに結果的に関連した公務員は処罰されますか	20

Q58.	マスコミ配慮規定があることで、マスコミと一般市民・国会議員との間に差はありますか ...	20
Q59.	マスコミに対して強制捜査を行われる可能性はありますか	21
Q60.	公益通報者保護制度との兼ね合いはどのようになりますか	21
VII.	捜査・裁判	22
Q61.	国民は予め、何の情報を取得しようとする犯罪となることを知らされていますか	22
Q62.	情報漏えいの場合、警察による捜査はどのように行われますか.....	22
Q63.	情報取得の場合、警察による捜査はどのように行われますか	22
Q64.	共謀・教唆・扇動の場合、警察による捜査はどのように行われますか.....	22
Q65.	一般の捜査員が別件の捜査で特定秘密を入手する可能性はありますか	22
Q66.	送検するときは検察に特定秘密の具体的な内容は伝えるのですか	22
Q67.	特定秘密を明らかにするべきと言う裁判は起こすことが出来るのですか	23
Q68.	本法で行政の長の秘密指定が誤っていたとの裁判を起こすことはできますか	23
Q69.	裁判所に特定秘密を提供することはないのでしょうか	23
Q70.	インカメラ審査とはなんですか。どのように情報提供されるのですか (Q68①)	23
Q71.	特定秘密を解除して、裁判所に提示するのはどのような場合ですか (Q68②)	23
VIII.	その他.....	24
Q72.	立法の経緯について、どのような論点が議論されたのかを教えてください	24
Q73.	過去にあった主要な情報漏えい事件は本方の特定秘密に該当しますか	24
Q74.	ツワネ原則に照らし合わせると、整合が取れていない箇所があるが	24

I. 目的・概要

Q01. 秘密保護法の目的は何でしょうか

- A. 法律には「日本と日本国民の安全の確保に関する情報の重要性が増した」「ネットワーク社会の発展に伴い、情報漏えいの危険性が増した」ために、日本の安全保障に関する情報の漏えいを防止し、日本国と日本国民の安全を確保すると書かれています

論点. NSC 法案や五輪テロ対策などで、アメリカをはじめとした諸外国から、テロ情報等を入手するために本法を成立させようとしているという背景があるという声もあり、背景を国民にはっきりと示すべきだという意見がある

Q02. 秘密保護法の目的を達成するために何をするのでしょうか

- A. 大まかに言うと、以下のことを行います
- ① 行政の長（大臣等）が情報を特定秘密として指定出来るようにします
 - ② 特定秘密について、取り扱える人は事前に適正評価（試験）に合格した人だけとします
 - ③ 特定秘密を漏らした行政職員、適合事業者（秘密情報取り扱い事業者）の従業員を処罰します
 - ④ 特定秘密に不正に取得したり、取得しようとした国会議員・マスコミ・一般市民を処罰します

Q03. 処罰の具体的内容は何でしょうか

- A. 最高で懲役 10 年と罰金 1 0 0 0 万円以下が同時に課されます。詳しくは「V.処罰」を参考にしてください

II. 特定秘密の範囲・管理運用

Q04. 特定秘密とはなんですか

A. 以下の3つの条件を満たす情報です。Q07の人が指定します

- ① 公になっていない情報
- ② 漏えいすると国の安全保障に重大な影響を与える情報
- ③ 4分類に関する情報（詳細は「別表」をご参照下さい）
 - ・ 防衛に関する事項
 - ・ 外交に関する事項
 - ・ 特定有害活動の防止に関する事項（スパイ等）
 - ・ テロリズムの防止に関する事項

論点. 外交・スパイ・テロ等まで秘密の範囲を広げてしまうと解釈次第で、どんな情報でも秘密指定出来てしまうという意見がある

Q05. 4分類に関する情報とはなんですか

A. 具体的に特定秘密指定可能性のある情報について列挙した者です。詳細については別表をご参照ください

論点. 「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」「自衛隊の運用又はこれに関する見積若しくは計画若しくは研究」といった定義があいまいなものがあり、拡大解釈され何もかもが特定秘密になってしまうとの意見がある

Q06. 本法のベースとなる自衛隊法と本法とでは、防衛秘密の範囲は同じですか

A. 政府は「防衛機密の制度に関して（自衛隊法と本法では）秘密の範囲は変わらない」としています

論点. 自衛隊法では防衛機密の範囲を「別表にかかげる事項」とあるが、本法では「別表に掲げる事項に関する情報」と表現が異なっている。“関する”という言葉では解釈により範囲が無限に広がる可能性があるため、「別表の事項の情報」等と法文を改めるべきとの意見がある

Q07. 誰が特定秘密を指定できますか

A. 以下の①～④に所属する組織の長が特定秘密を指定出来ます

- ① 総務省、公害等調整委員会（※1）、消防庁、法務省、公安審査委員会（※1）、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労

働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会（※1）、防衛省

② 内閣府、宮内庁、公正取引委員会（※1）、国家公安委員会（※1）、金融庁、消費者庁

③ 内閣官房、内閣法制局、安全保障会議（※1）、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議（※1）、人事院、復興庁

④ 警察庁、検察庁（※2）、会計検査院（※1）

※1・・・合議体の組織についてはその会議体として指定されたものが特定秘密となります

※2・・・別途政令で定める者。最高検察庁検事総長、高等検察庁検事長、地方検察庁検事正が予定されています

論点. 海上保安庁（領海警備等）や資源エネルギー庁（原発等）の長官については、一般の国家公務員であり、国民の代表たる国務大臣と比べて役所による恣意的な運用が行われやすいのではないかという意見がある

Q08. 情報が秘密指定されるとどうなりますか

A. 秘密指定されるとその情報は漏れないように厳重管理されることとなります。また、特定秘密の取扱者が当該秘密を漏らしたり、その他市民等が不当に情報取得しようとする罪に問われるようになります

Q09. 従来は特定秘密でなかったものが、状況の変化により特定秘密となることはありますか

A. 可能性としてはありますが、政府は非常に低いと言っています。特定秘密の指定の定義として公になっていないことがあります、これは（別途質問中）

論点. 運用上、特定秘密でなかったものが特定秘密に指定されると当該情報の記載文書の範囲等の確定や

Q10. 特定秘密の指定はどのようにされますか

A. Q07 で定められた人が秘密の指定を行います。特定秘密はファイルや文書ごとではなく、情報ごとに指定されます。特定秘密は台帳管理される予定です。また、特定秘密である情報ごとに別途適正評価（Q31）合格者の中から取扱い可能者が決められます

Q11. 特定秘密の台帳は情報公開請求で公開されますか

- A. 情報公開請求があった場合に、台帳は秘密の名称が特定秘密を特定できない範囲で公開されます

論点. 秘密の指定の粒度は秘密が特定できないほど粗い粒度とするとあるが（Q12）、実際には特定秘密が特定できてしまうことを理由として台帳が情報公開されない可能性が高いとの意見がある

Q12. 特定秘密を指定する情報の粒度はどのようになりますか

- A. 分野によって粒度はまちまちになる可能性があります。ただ、現時点で明確な基準は無く、今後の有識者会議の中で議論され、明確化される予定です。ただ、特定秘密が特定されるような粒度では設定はされません。
- 例)「XX 原発への総理大臣来訪時のセキュリティ体制について」という粒度で秘密指定をすると、総理大臣がくることでセキュリティレベルが変更になるということが分かってしまうため、そのレベルでは設定されず、もう少し粗い粒度で設定される

Q13. 特定秘密指定される 情報の件数、文書の件数はどのくらいになりますか

- A. 政府としては現時点で特別管理秘密として管理されている41万2931件（※1）の文書を特定秘密に移行させる方針であるとしていますが、最終的にどのくらいの情報や文書が特定秘密として指定されるかについては、現時点では計算できないとしています
- ※1・・・概算文書数：内閣官房32万件、防衛省4万件、外務省2万件、公安調査庁1万件、警察庁1万件、海上保安庁1万件等

Q14. 特定秘密の表示はどのようになされますか

- A. 文書毎に特定秘密が含まれていることが分かるような表示がされます。それをもって取扱者はその文書が秘密であることを知ることが出来ます。また、文書に特定秘密とそうでないものが混在している場合は、どの部分が特定秘密にあたるのかが分かるように表示されます

Q15. 特定秘密の表示ができないものの取り扱いはどのようになりますか

- A. マイクロチップのように物理的に表示することが困難な場合や部品の形状が特定秘密になっている場合などについては、別途取扱者に通知されることとなります

Q16. 文書化されていない情報についても、秘密指定されることはありますか

- A. 外国からの情報提供直後等、文書化されていない情報についても秘密指定されます。ただし、今後文書化される予定の書類に限定されます。

論点. 今後文書化される予定の情報のみが特定秘密に指定される可能性があるとされているが、法案上担保されていないため、「文書化にすることが漏れていた」等の理由で、人の頭の中にしか

ない情報が特定秘密指定される可能性があるという意見がある

Q17. 一旦秘密指定された秘密情報はどのように取扱われますか

- A. 秘密情報は5年以内で秘密期間が設定されます。その後は以下の①～③の中でいずれかの対応になります
- ① 当初決められた秘密の期間（最大5年）が延長される
 - ② 特定秘密指定が解除される
 - ③ 文書の管理期間が過ぎ、廃棄又は公文書図書館へ保存される

Q18. 特定秘密の延長について教えてください（Q17①）

- A. 特定秘密は最大5年で秘密の期間を何度でも延長することができます。ただし、30年を越えて秘密指定するとき（通常は6回目の更新）には理由を示して内閣の承認を得る必要があります。それ以降更新する場合も都度内閣の承認を得る必要があります（※1）
- ※1・・・会計検査院は内閣から独立した組織であり、この義務はありません

論点. 秘密は無限に期限を延長することが出来るため、秘密情報が永久に表に出てこない可能性があり情報公開の観点から不十分であるとの意見がある

論点. 内閣の閣議決定事項の中では、「特定秘密情報10件についての秘密期間の5年延長」等としか掲載されない可能性があり、情報公開が十分でないとする意見がある

Q19. 特定秘密の解除について教えてください（Q17②）

- A. 一旦指定した秘密が、Q04にある秘密の要件を満たさなくなったときには、秘密指定は解除されます。その際、解除された事実は公開されませんが、解除された後に情報公開請求があればその文書の内容は公開されます

論点. 特定秘密の「本当に保護すべき根幹の部分」が漏れたとしても、情報が各行政機関等から漏れたことの裏が取れない限り、公になったとは言えず、秘密解除は解除されないため不十分であるとの意見がある

論点. 秘密指定が解除された場合はその事実を公開し、特定秘密とされていた情報が何であったかを広く国民に知らせるべきとの意見がある

Q20. 秘密文書の廃棄と国立公文書館での保管について教えてください（Q17③）

- A. 秘密指定された文書は保管期間が経過すると、歴史文書（※1）でない限り、廃棄されます。廃棄される際は内閣総理大臣の同意が必要とされています。なお、廃棄は文書ごとではなく、行政ファイルごとに実施されます。また、特定秘密が廃棄されたことが公開されることはありません。歴史文書は国立公文書館で保管されます
- ※1・・・歴史文書とは公文書管理法に定められた歴史資料として重要な公文書をさします

論点. 行政文書廃棄についての判断基準は歴史文書であるかそうで無いかであり、特定秘密として公開するべきかの判断基準ではない。また、廃棄される書類数も膨大である。そのため、ここでの内閣総理大臣の同意は秘密が破棄されてしまうことの歯止めにならないとの意見がある

論点. そもそも、特定秘密が廃棄され世の中に存在しない情報となってしまうことに対して、国民の知る権利の観点からあってはならないという意見がある

Q21. 秘密保護法と公文書管理法における文書の関係はどのようになっていますか

A. 秘密保護法で秘密指定される文書は全て公文書管理法条の行政文書に該当します。行政文書に該当しない、個人メモなどが秘密指定の対象となることはありません

Q22. 具体的にどのような情報が秘密情報に該当するのでしょうか

A. 一般的には以下の情報がそれぞれ分類されます

① 該当する可能性のある情報

- ・ 原発の警備に関する情報（※1）
- ・ 核物質の警備や輸送に関する情報

② 該当しない情報

- ・ 原発の事故情報
- ・ 尖閣諸島中国漁船衝突事件のビデオ
- ・ （TPPに関する情報）

※1・・・別表 4 号イ「テロ防止のための措置、計画又は研究」はテロ行為に関する捜査情報だけではなく、テロ行為の標的となりうる施設の警備情報等も含まれる

現時点では「別表」より細かい情報は定義されていませんが、より細かいガイドラインについては有識者の議論の結果として公開される予定です

Q23. 特定秘密の指定や解除、適正評価の運用についてはどのように定義されますか

A. 有識者の意見をもとに運用基準を作成します。その基準については、適正評価の評価基準等を除き公開されます

III. 秘密情報を扱う組織

Q24. 特定秘密はどの組織が取扱うことが出来るのでしょうか

A. 以下の組織が別表に係る業務を遂行する場合に、秘密保護措置を講じた上で、特定秘密を取扱うことができます。

- ① Q07 にある特定秘密を指定出来る長がいる組織（省庁等）
- ② 都道府県警察
- ③ 適合事業者（一定基準をクリアした外注先、詳細は Q45 を参照）
- ④ 外国政府
- ⑤ その他の行政機関

Q25. Q24 の組織間で特定秘密情報の授受はどのように行われますか

A. 特定秘密の情報の流れは以下に限定されます（後述の国会・裁判等への提示を除く）

- ・（①省庁等）→（①省庁等、②都道府県警察、③適合事業者、④外国政府、⑤その他）（※1）

- ・（②都道府県警察、③適合事業者）→（①省庁等）（※2）

※1・・・情報を出す・出さないは情報の出し手側の判断による

※2・・・予め①省庁等が②③に提供した情報に関するものに限る。提供されたテロ情報をもとに捜査した結果や、仕様書に基づく部品設計図等が該当する

論点. 内閣府等で全行政機関等が保有している特定秘密の情報をチェックできる仕組みを構築すべきだという意見がある

Q26. 適合事業者とはどのような定義ですか

A. 以下の定義に当てはまる会社です。防衛省から委託を受けて部品を製造する会社が多いと想定されます

- ① 行政機関の長が特定秘密を取扱う業務上必要と指定した会社
- ② 秘密に関連した業務を行うメーカーやサービスの提供を行う会社
- ③ 特定秘密の保護のために必要な設備等を持っている会社

Q27. 適合事業者の請負業者（孫請け）に対する特定秘密情報の扱いはどうなりますか

A. 孫請けに対して秘密情報が提供される場合には各省と当該孫請け業者とで直接秘密保持契約を結ぶこととなります。情報保護のルールや適正評価の取り扱いについても、通常の適合事業者と同様の扱いになります

Q28. その他の組織は秘密情報を受け取ることすら出来ないのでしょうか

A. 以下の機関に情報が公開されることがあります。ただし、それぞれの会・裁判は外部に公開されません。国会に関する詳細は「VI.国会議員・マスコミ」、裁判に関する詳細は「VII.捜査・裁判」をご参照ください

- ① 国会（各種委員会等を含む）
- ② 裁判所（民事裁判の場合は文書提出命令の申立てに関するものの場合のみ）
- ③ 情報公開・個人情報保護審査会（※1）
- ④ 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（※1）

※1・・・情報開示請求等の不服を第三者的立場から審査する調査会。本法案では特定秘密指定された文書の不開示決定の際の不服を審査します

Q29. 地方自治体は特定秘密を取り扱えますか

A. 都道府県知事・地方自治体は特定秘密を取扱うことはできません。また、地方自治体が独自に特定秘密を入手する可能性はないとされています

Q30. 知事がテロ情報に基づく避難命令を出す場合等はどうなるのか

A. 一般論としては、避難命令を知事が出す前に国から一定程度の情報を知事に提供することになります。知事に情報提供するのであれば、情報自体は公のものになるため、運用上は特定秘密指定を解除した上で知事に情報提供することになるとしています

論点. 特定秘密を保護するために、知事には十分な情報提供をせず、あるいは、事実と異なる情報提供を行い、避難命令を知事が出す可能性があるとの意見がある

IV. 適正評価

Q31. 秘密を取扱える人はどのような人でしょうか

A. 適正評価（Q32）に合格した人のみが特定秘密を扱うことが出来ます。ただし、以下の者は適正評価を受けなくても特定秘密を扱うことが出来ます

- ① 行政機関の長（大臣等）
- ② 内閣官房副長官
- ③ 内閣総理大臣補佐官
- ④ 副大臣
- ⑤ 大臣政務官
- ⑥ その他、内閣が政令で定める者（※1）

※1・・・政令で定めるものとしては、国家公安委員会の委員等の国会同意人事が想定されています

Q32. 適正評価とはなんですか

A. 秘密を漏らさないかどうかの評価です。この評価に合格しないと秘密を取扱うことが出来ません。有効期間は5年ですが、途中で状況が変われば再度評価されることになります。

Q33. 適正評価をうける可能性がある人は誰ですか

A. 以下の者が適正評価をうける可能性があります。

- ① 警察を含む秘密を取扱う行政機関の職員（有期雇用、派遣社員含む）
- ② 適合事業者の従業員（代表者・派遣社員等を含む）

Q34. 適正評価は誰が実施しますか

A. 以下の①～④で定義されていますが、権限や事務を移譲することが出来ます

- ① 行政機関（省庁等）職員：行政機関の長
- ② 適合事業者の職員：行政機関の長
- ③ 警視總監、道府県警察本部長：警察庁長官
- ④ ③以外の都道府県警察職員：警視總監、道府県警察本部長

論点. セキュリティや適正評価の汎用性を考えて、適正評価は専門機関が一元的に実施するべきだ
という意見がある

論点. 事務次官も適正評価を受けることになるが、実際には権限委譲された当該行政機関の事務
方が実施することになり、実効性が薄くなるのではないかとの意見がある

Q35. 適正評価の項目は何ですか

A. 以下の項目を調べ、それについて評価を行います。一般で言われているように、同居人や恋人等を含めて②～⑦の評価がなされることはありません

- ① スパイ活動やテロ活動との関連（※1、※2）
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

※1・・・この中では配偶者・父母・子・兄弟姉妹、配偶者の父母及び子、同居人の氏名、生年月日、国籍（過去の国籍も含む）、住所も調べます

※2・・・スパイ活動は外国の利益を図る目的に限定され、テロ活動も人を殺傷したり、重要な施設等を破壊する活動を言う。一般の脱原発抗議行動や建物への不法侵入について、本法ではテロ活動とは認定されない

論点. 配偶者や恋人の有無、アルコールでの乱れ具合、借金等について、国が調査することはプライバシーの重大な侵害にあたるとの意見もある

論点. 配偶者や同居人や恋人等について上記②～⑦の調査が行われないとしているが、実際には第三者による運用の監視ができないことからプライバシー情報が収集されてしまうという意見もある

Q36. 適正評価はどのように行われますか

- A. 以下の順序で行われます。
- ① 適正評価を実施することの告知
 - ② 適正評価を実施することの同意
 - ③ 適正評価のための情報収集
 - ④ 評価
 - ⑤ 評価対象者への通知

Q37. 適正評価は同意が得られない限り実施されることはないですか

A. 適正評価は書面での明示的な同意が無い限り行われることはありません

Q38. 適正評価が合格とならなかった場合や実施を拒否した場合はどうなりますか

A. 特定秘密を取扱う業務を実施することが出来なくなります。例えば警視總監はその役職上特定秘密を取扱うことが必須であり、適正評価が合格とならない限りその職を解かれる又は職に

就くことができません

論点. 政府は適正評価への同意を拒否することによって不利益を被ることは無いと言っていますが、結果的に実施可能業務が限定されることは、不利益に当たるという意見もあります

Q39. 適正評価の結果によって雇用契約や派遣契約が解除されたことはありますか

A. 適正評価の結果だけをもって、雇用契約を解除することは解雇権の濫用にあたります

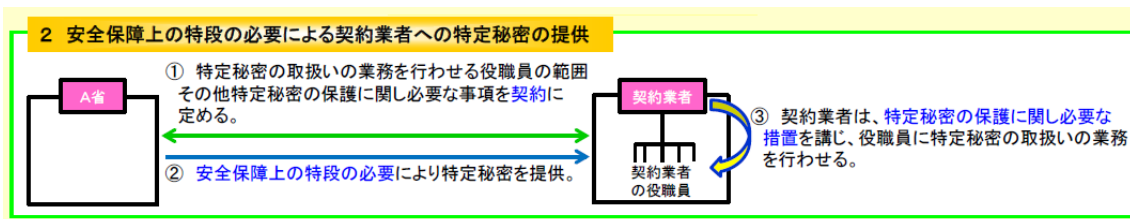
Q40. 適正評価はどのように行われますか

A. 当該行政機関（都道府県警察を含む）の職員が適合事業者の従業員を含め、以下の調査を行います。適合事業者で複数の行政機関から情報を受け取る場合は複数回行われます

- ① 評価対象者への質問
- ② 評価対象者の知人その他関係者への質問
- ③ 評価対象者からの資料提出依頼
- ④ 役所や公私団体への報告依頼（市町村への犯罪履歴の確認等）

論点. 友人や同僚へのヒアリングは、プライバシーに深く立ち入る可能性があり、特に適合事業者の従業員に対し発注元の省庁職員が実施する適正評価は実施するべきではないという意見がある

論点. 内閣情報調査室作成の資料では、特定秘密の提供という説明箇所でも、よく読まない契約業者は独自の適正評価を行えば良いというように読めるので資料を修正するべきだという意見がある



（内閣情報調査室作成資料より抜粋）

Q41. 適正評価の結果通知はどのように行われますか

A. 適正評価を実施した機関の長から結果（評価同意拒否も含む）が以下のものに通知されます。不適格との評価の場合は、本人が通知を希望しない場合を除き、その理由が一定の範囲で本人にのみ通知されます。理由は情報提供者や調査能力が本人に分からないような粒度で提示されます

- ① 行政機関（都道府県警察を含む）の職員・派遣社員：本人
- ② 適合事業者の社員：会社、本人

③ 適合事業者の派遣社員：雇用主、派遣先、本人

Q42. 行政機関の派遣社員の適正評価結果はなぜ派遣会社に通知されないのですか

A. 適合事業者の場合はそれを理由に会社での業務の継続が難しくなる可能性があります。行政機関の場合には特定秘密に触れない仕事が多くあるため、そちらで業務を継続させるため派遣会社に対しては結果を通知しません

Q43. 適正評価についての苦情を申し出ることができますか

A. 評価対象者は、適正評価の手順や結果、内容について書面で苦情の申し出をいつでも行うことができ、その結果について通知を受けることとなります。苦情を申し出たことにより不利益を被ることはありません

Q44. 適正評価の対象者数は何人ぐらいにのぼりますか

A. 政府は何が特定秘密かしか分からない段階で適正評価の対象者数を積算することは不可能だと言っています。ただし、現行の秘密取り扱い者適格性確認制度で適格性がある職員数が政府全体で約6万5千人とされています。今回の法律では秘密の範囲、評価の対象（都道府県警察・契約業者）が広がっていることからさらに増えることが予想されています

論点. 大規模になることが予想されることから、予めどの程度の職員または従業員が対象になるのかを提示するべきであるという意見がある

Q45. 適正評価の結果が他に使われることはありませんか

A. 国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き情報を他の目的に使うことはできません。これは、適合事業者および派遣労働者の雇用主についても同様です

論点. 実際には上司等の頭の中に残っており、意図的ではなくても他目的に使われてしまう可能性がある。また、特定秘密に関する業務に就けないという事実は結果的に第三者からみても明らかになってしまうので、他目的利用の歯止めには成りづらいとする意見がある

Q46. 適正評価の結果はどのように保管されますか

A. 適正評価の結果は原則として、最低 5 年間は保持され続けることとなります。5 年間所持されたあとの運用についての詳細は決まっています。

論点. 適正評価の結果が永久に保持されることになる可能性があるという意見がある

V. 処罰

Q47. 秘密を漏えいすることでどのような罪に問われますか

A. 特定秘密を取り扱うことを業務とする者と業務上知り得たものとは量刑が異なります。いずれについても未遂で罰せられます。なお、秘密を漏えいすることでマスコミや適合事業者の社員以外の一般市民が罰せられることはありません。

① 特定秘密を取扱うことを業務とする人の場合

- ・ 故意：情状により10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金
- ・ 過失：2年以下の禁固または50万円以下の罰金

② 業務上、行政機関から情報を入手した人（※1）の場合

- ・ 故意：情状により5年以下の懲役および500万円以下の罰金
- ・ 過失：1年以下の禁固または30万円以下の罰金

※1・・・内閣が30年を超す秘密の有効期間を認めるために得たとき、外国政府への情報提供する業務の過程で情報を知り得たとき、Q28で定義された国会議員、裁判官等がその職務の中で知り得た場合

論点. 内閣情報調査室の説明の資料では「10年以下の懲役」と書かれているが法案では「10年以下の懲役または情状により10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金」と書かれており、資料を修正するべきだという意見がある（政府は意図はなくスペースの問題と主張）

○ 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰。

- ・ 特定秘密を取り扱うことを業務とする者
（故意：10年以下の懲役、過失：2年以下の禁固・50万円以下の罰金）
- ・ 公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者
（故意：5年以下の懲役、過失：1年以下の禁固・30万円以下の罰金）

（内閣情報調査室作成資料より抜粋）

Q48. 一般市民、マスコミ等は特定秘密情報を入手することでどのような罪に問われますか

A. 不当な手段で情報を入手した場合、情状により10年以下の懲役および1000万円以下の罰金

論点. 内閣情報調査室の説明の資料では「10年以下の懲役」と書かれているが法案では「10年以下の懲役または情状により10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金」と書かれており、資料を修正するべきだという意見がある（政府は意図はなくスペースの問題と主張）

○ 特定秘密の次に掲げる取得行為を処罰（10年以下の懲役）。

- ① 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
- ② 財物の窃取
- ③ 施設への侵入
- ④ 有線電気通信の傍受
- ⑤ 不正アクセス行為
- ⑥ ②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為

Q49. どのようなケースが不当な手段での情報入手にあたりますか

- A. 以下の行為が不当な手段に該当する
- ① 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
 - ② 財物の窃取
 - ③ 施設への侵入
 - ④ 有線電気通信の傍受
 - ⑤ 不正アクセス行為
 - ⑥ ②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為

論点. ⑥について、上記の表現であると保有者の管理を害する行為という広範な範囲が不当な手段での情報入手にあたるよう解釈されるため、政府が説明しているように「②～⑤に類する特定秘密の保有者の管理を侵害する行為」等と表現を改めるべきとの意見がある

- 特定秘密の次に掲げる取得行為を処罰(10年以下の懲役)。
① 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為 ② 財物の窃取 ③ 施設への侵入
④ 有線電気通信の傍受 ⑤ 不正アクセス行為 ⑥ ②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為

論点. 森担当大臣が沖縄密約事件に触れた西山太吉さんは逮捕されると言われているがこの条文のどこに該当するのかが分からないという意見がある

Q50. 情報漏えいや不当な情報取得は以外に処罰はありませんか

- A. 既に挙げられたような情報漏えいや情報取得の不正行為を他人と共謀したり、他人に教唆(犯罪を犯すようあおること)・扇動(教唆と似ているが、扇動されたものが犯罪を犯さなくても罰せられる)したりした場合には、罰せられます
- ① 特定秘密を取扱うことを業務とする人が情報漏えいの場合：5年以下の懲役
 - ② 業務上、行政機関から情報を入手した人が情報漏えいの場合：3年以下の懲役
 - ③ 不当な手段で情報を入手した場合：5年以下の懲役

Q51. 当該情報が特定秘密であるということを認識していない場合、処罰の対象となりますか

- A. 未必の故意(当該情報が特定秘密であることは知らなくても、これは特定秘密であろうと想定して行動すること)があった場合を除き、処罰の対象にはなりません。例えば一般市民が窃盗を働いた結果として特定秘密の書類を入手・公表したとしても、窃盗罪に問われることはあっても本法で処罰されることはありません

論点. 情報取得という行為については、未必の故意があったかどうかを立証することは困難であり、捜査機関による拡大解釈による捜査権濫用が行われる可能性があるという指摘がある

論点. 特定機密であることを知っているかについて調べるためには拘束して自白を迫るしかないと考えられるため、あらゆる市民が拘束される捜査の対象になる可能性があるという指摘がある

論点. 口頭で秘密情報であることを伝えられたケース、書類に特定秘密であることの表示が漏れていたケースの取り扱いが難しいため、恣意的に運用されるのではないかという意見がある

Q52. 一般人やマスコミが特定情報を漏らしたこと自体で罰せられることはありますか

A. ありません。例えば一般人が特定秘密に該当する文書を偶然拾ったとします。その後、マスコミを通じて当該情報を公開したとしても一般人、マスコミ共に処罰されることはありません

VI. 国会議員・マスコミ

Q53. 国会の秘密会に情報提供される場合はどのようにおこなわれますか

- A. 国会法には政府が国会に対して情報提供をしないでよい旨の例外規定がありますが、その例外規定に外とする場合でも、秘密会での開催等、特定秘密を保護するために必要な措置が講じられていれば、国会の求めに応じて特定秘密を提供することが可能となります。ただし、我が国の安全保障に著しい支障をおよぼす可能性があるとして政府が判断した場合には情報提供されません

論点. 国会が特定秘密の提供を受けるには「秘密会」とすることを前提としており、立法府の自治権の観点から問題があるとの意見がある

Q54. 特定秘密でないものを虚偽で特定秘密の回答できないと言ったらどうなりますか

- A. (回答まち)

Q55. マスコミに対しても Q48（不正情報取得行為）は適用されますか

- A. マスコミに対しても Q48 は該当します。ただし、一般に「マスコミ配慮規定」といわれるものがあり、取材行為について以下を除き正当な業務として認められています。

- ① 主に公益を図ることを目的としている（※1）
- ② 法令違反や著しく不当な方法によるものでない

※1・・・個人ジャーナリストやそれに類する小規模のジャーナリストであっても、テロ団体のジャーナリズム等公益を害することを目的としていない限り、ここに該当するという解釈

Q56. マスコミのどのような行為が不正情報取得行為に当たりますか

- A. 以下のようなケースが具体的に言われています
- ① 問題なし・・・執拗な取材、夜討ち朝駆け取材、望遠レンズによる撮影、放置された書類を見る、壁に耳を当てての盗み聞き、酔わせて聞き出す
 - ② ケースバイケース・・・ハニートラップ

Q57. Q56 に挙げられたケースに結果的に関連した公務員は処罰されますか

- A. 故意や過失があった場合には処罰されます

Q58. マスコミ配慮規定があることで、マスコミと一般市民・国会議員との間に差はありますか

- A. マスコミ配慮規定があることで、マスコミと一般市民・国会議員の間に情報取得をしたことが具体的に罪になる・ならない、量刑の重さについての差は存在しません。ただし、マスコミの正当業

務と一般市民の正当業務とに差がありその点で差が生じる可能性はあります。例えば、一般市民の方が情報取得を不法行為（インサイダー取引等）を目的として行った場合は処罰の対象となる可能性があります

Q59. マスコミに対して強制捜査を行われる可能性はありますか

A. 回答待ち

Q60. 公益通報者保護制度との兼ね合いはどのようになりますか

A. 例えば、行政職員が政府による違法盗聴の事実と、特定秘密の内容について告発した場合であったとしても、政府の違法行為や重大な失態は特定秘密の対象になり得ないため、罰せられることはありません

VII. 捜査・裁判

Q61. 国民は予め、何の情報を取得しようとする犯罪となることを知らされていますか

- A. 何を取得すると犯罪となるかということについては、既に何が特定秘密であるかが明らかになっている場合を除き、国民は知らされていません。ただし、知らない場合については、取得しても処罰はされません

論点. 未必の故意（当該情報が特定秘密であることは知らなくても、これは特定秘密であろうと想定して行動すること）であることを問われる可能性があり、罪刑法定主義（ある行為を犯罪として処罰するためには、予め内容を明確に規定しておかなければならないとする原則）に反するという意見がある

Q62. 情報漏えいの場合、警察による捜査はどのように行われますか

- A. 告発がある場合は、まず漏えいされた情報を特定し、その後、関連する行政機関に特定秘密であるかの確認をした上で、そうであれば、漏えいした被疑者が誰であるかの捜査を行い、逮捕の必要があれば、逮捕を行います。告発が無い場合（マスコミ報道や別件捜査での書類発見等）の流れも基本的には同様です。

Q63. 情報取得の場合、警察による捜査はどのように行われますか

- A. 基本的には情報保持者からの告発もしくは、当該情報のマスコミ報道や別件捜査での書類発見等をもって捜査を開始します。犯罪があると思量したケースで捜査を開始し、スパイであるというケースを除いて特定の人や組織をターゲットに捜査を開始することはない

論点. スパイ等の場合は何の情報か漏れたかが明らかにならないケースが大半であり、その場合は捜査が開始されないため、本来の立法の趣旨に比べて拘束力が無いのでは無いかという意見がある

Q64. 共謀・教唆・扇動の場合、警察による捜査はどのように行われますか

- A. 共謀については、Q62、Q63と同様のタイミングで捜査を開始します。教唆の場合には、教唆をされた側からの告発があった場合に捜査を開始します。扇動については、広い範囲で扇動されることが前提となるため、捜査機関でその事実を確認次第、捜査を開始します

Q65. 一般の捜査員が別件の捜査で特定秘密を入手する可能性はありますか

- A. （回答待ち）

Q66. 送検するときは検察に特定秘密の具体的な内容は伝えるのですか

- A. 警察で持っている全ての情報を伝えることになるので、特定秘密の具体的な内容についても伝えることとなります

Q67. 特定秘密を明らかにするべきと言う裁判は起こすことが出来るのですか

- A. 情報公開請求の不開示決定について、行政事件訴訟法に基づいて不開示決定の処分取り消しを訴えることは可能です。裁判は公開で行われ、裁判の中でその請求が認められれば、特定秘密についても公開されることとなります。特定秘密の内容については弁護士を含め明かされず、行政側が外形立証主義（秘密の指定手続、種類、性質、秘密として扱うことを必要とする由縁等の事実を立証することによって、その秘密性を推認させるという方法）で証明することとなります

論点. 裁判は公開で行われるが、特定秘密の中身については弁護士を含め明かされないため、行政側が有利なのではないかという意見がある

Q68. 本法で行政の長の秘密指定が誤っていたとの裁判を起こすことはできますか

- A. 本法で逮捕された行政職員等がその指定が誤っていたという主張を裁判で行うことは可能です。ただし、その際も特定秘密の内容については明かされず、Q67の方法で裁判が行われることとなります

Q69. 裁判所に特定秘密を提供することはないのでしょうか

- A. 以下の2ケースで特定秘密を提供する場合があります
- ① Q28で定義された、インカメラ審査（非公開審査）が行われる場合
 - ② 特定秘密を解除して、裁判所に証拠として提示する場合

Q70. インカメラ審査とはなんですか。どのように情報提供されるのですか（Q69①）

- A. インカメラ審査とは裁判所が文書提出義務の有無を判断するために、所持者に文書を提示させ、裁判官が見分する非公開の手続きをいいます。

Q71. インカメラ審査の結果裁判所が文書の開示決定をしたらどうなりますか

- A. 裁判所の判断を尊重し、特定秘密の指定を解除した後に、一般に公開することとなります。

Q72. 特定秘密を解除して、裁判所に提示するのはどのような場合ですか（Q69②）

- A. （回答待ち）

VIII. その他

Q73. 立法の経緯について、どのような論点が議論されたのかを教えてください

A. 政府は論点ペーパー等の政府部内での検討資料は公開できないとしています

論点. 秘密保全のための法制のあり方に関する有識者会議での議事録は公開されず、メモは全て廃棄され、論点ペーパーについても公開されないなど、立法過程が明らかにされず、論点が国民・国会に明らかにされないこと自体が問題であるとする意見もある

Q74. 過去にあった主要な情報漏えい事件は本方の特定秘密に該当しますか

A. 5 個中 4 つは特定秘密にあたらぬ、2008 年の「中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案」のみが特定秘密にあたるのはとの新聞報道があります。（詳細回答まち）

論点. 今回の法律の特定秘密にあたらぬ情報の流出事件を理由にあらたに法律を作ることは立法自由に乏しいとの意見もある

Q75. ツワネ原則に照らし合わせると、整合が取れていない箇所があるが

A. （回答待ち）

Q76. パブリックコメントの詳細の資料を提示して欲しい

A. パブリックコメントについては、既に情報開示をしており、詳細な情報を提示することは考えていないとしています

論点. パブリックコメントについては、応募の期間が通常より短かっただけでなく、多くの意見が反対であった。しかし、その情報提示が A4 の紙 2 枚に収まるほどの概要しか示されておらず、パブリックコメントの詳細の結果について提示をするべきとの意見もある

＝ 内容等に関するお問い合わせ先 ＝
参議院議員山田太郎事務所 担当：坂井
himitsuhogoho.benkyokai@gmail.com
03-6550-0708

※本資料の最新版は HP (<http://taroyamada.jp>) をご確認ください
※内容については正確を期しておりますが、正確な情報は各省庁にお問い合わせください

(参考：別表 内閣官房情報調査室の資料より)

別表	
第1号（防衛に関する事項） ※ 自衛隊法別表第4に相当 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途	第2号（外交に関する事項） イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
第3号（特定有害活動の防止に関する事項） イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号	第4号（テロリズムの防止に関する事項） イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

改訂履歴

日付	Ver	改訂者	改訂内容
2011/11/01	v0.0.1	山田太郎事務所（坂井）	初版作成（未公開版）
2011/11/16	v0.9.0	山田太郎事務所（坂井）	未定稿公開